

令和 4 年京都市人事委員会の 「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

本年の勧告のポイント

- ・月例給は、公民較差 1,122円(0.30%)を解消するため、若年層の給料月額を引上げ
- ・初任給(給料表)は、大卒相当で3,200円、高卒相当で4,200円の引上げ
- ・ボーナスは、0.10月分引上げ(4.30月→4.40月)

1 民間給与との比較

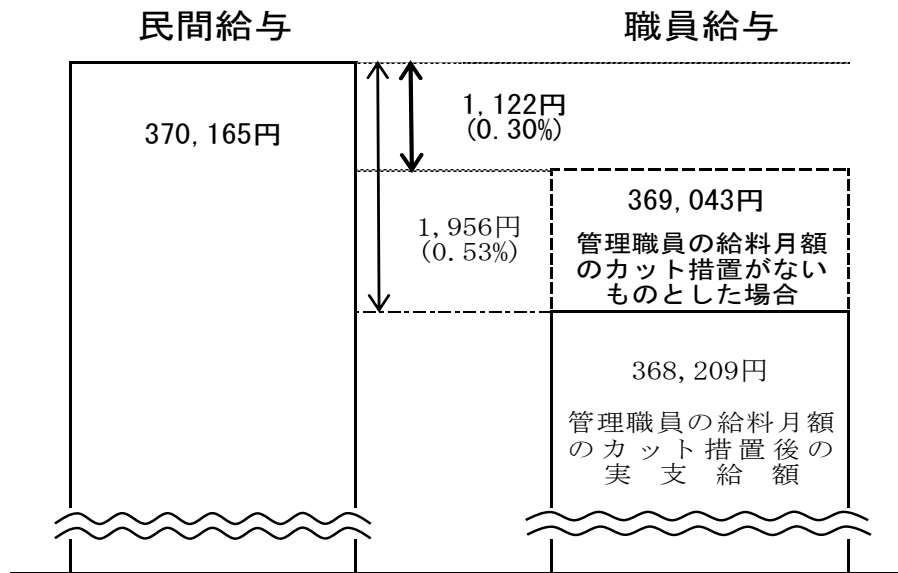
(1) 月例給 令和4年4月の月例給与をラスパイレス比較 ※1

	民間給与	職員給与	民間給与との比較	
管理職員の給料月額のカット措置がないものとした場合	370,165円	369,043円	1,122円 (0.30%)	職員給与が民間給与を下回る
管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額		368,209円	1,956円 (0.53%)	職員給与が民間給与を下回る

※1 役職段階、学歴、年齢階層別の府職員の平均給与と、同条件の民間の従業員の平均給与を算出し、それぞれの区分ごとの府職員数を乗じた総額の平均水準を比較

※2 カット措置がないものとして、民間給与との均衡を図ることとしている

公民較差イメージ図



(2) 特別給 (ボーナス)

	民間	職員
年間支給月数	4.41月	4.30月

年間支給月数は、職員が民間を0.11月分下回る

2 給与改定内容及び実施時期【勧告】

(1) 月例給

項目	内容	改定額
給料表の改定	国の給与制度との均衡を図るため人事院勧告を踏まえ、府の公民較差に基づいて引上げ（平均改定率0.3%）※	1,043円
はね返り分	給料表の改定等に伴う地域手当等の諸手当の増加分	77円
計		1,120円

※ 30歳台半ばまでの職員が在職する級・号給について引上げ

- ・実施時期：令和4年4月1日（遡及適用）

(2) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

- ・民間の支給割合に見合うよう0.10月分引上げ（年間支給月数4.30月→4.40月）
- ・民間の状況を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
現行	同上	同上	同上
勤勉手当	1.00月	1.00月	2.00月
現行	0.95月	0.95月	1.90月
合計	2.20月	2.20月	4.40月
現行	2.15月	2.15月	4.30月

- ・再任用職員の支給月数を0.075月分引上げ（年間支給月数2.25月→2.325月）
（支給月数の単位を0.05月単位から、0.025月単位に見直し）
- ・実施時期：令和4年6月1日（遡及適用）

3 給与制度に係る諸課題【報告】

- ・定年の引上げ等により、多様な任用形態の高年齢層職員が同じ職場で働く状況の中で、それぞれの職員がモチベーションを持って職務に従事するため、給与制度をはじめとする勤務条件を整備
- ・社会と公務の変化に応じた国家公務員の給与制度の整備や、テレワークを行う場合の新たな手当の支給に向けた国の検討状況も注視し、必要な対応を検討・実施

4 職員の人事制度及び勤務環境【報告】

(1) 人材の確保・定着

- ・ 公民・公務間の人材獲得の競合が激しくなる中、多様な有為の人材の確保・定着に向けて、採用試験制度見直しや、人材確保、採用辞退防止等の対策を実施
- ・ 障害者を対象とした採用試験の継続実施と、障害の特性に応じた勤務条件や勤務環境の整備を推進
- ・ 定年の引上げ等による職員の年齢構成や勤務環境の変化を踏まえつつ、高齢層職員の能力発揮や若手職員の早期育成、管理職のマネジメント力の向上等、職員の計画的な育成を推進

(2) 公務員倫理の徹底

- ・ 不祥事の発生を抑止し、府民から信頼される府政の確立に向け、全職員への公務員倫理の徹底に加え、内部統制制度の運用等による組織的な相互牽制機能を充実

(3) 健康管理の推進

- ・ 長期的・予防的な観点からの職員の健康増進に向け、定期健康診断等の全員受診の徹底や精密検査等の受診を促進
- ・ 予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止の各場面におけるメンタルヘルス対策の一層の推進

(4) 会計年度任用職員の勤務条件

- ・ 令和2年度の会計年度任用職員制度導入後、初めての一般職員の給与の増額改定勧告となることを踏まえ、総体としての勤務条件向上に向けた対応を検討

(5) 職員の勤務環境

ア 総実勤務時間の短縮

- ・ 時間外勤務命令の上限規制など勤務時間に係る労働法制の遵守と、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理及び適時・適切な手当支給を実施
- ・ 業務内容や業務量など、各職場の実態に応じた職員配置を行うために必要な人員を確保

イ 教育職員の適切な勤務時間の確保

- ・ 業務改善の着実な実施と、働き方改革による在校等時間の縮減の推進、代替教員など必要な人員配置のための教員を確保
- ・ 長時間に及ぶ在校等時間の大きな要因となっている部活動指導については、教育職員の負担軽減の観点から適正化に向けた取組を進めるとともに、公立中学校等の運動部活動について地域移行の推進に向けた対応を検討

ウ 仕事と家庭の両立

- ・ 仕事と家庭の両立に向けた制度面での充実が進む中、職員相互の理解・協力のもと、職場全体としてのサポート体制構築等により、制度を利用し安心して働ける職場環境づくりを推進

エ テレワーク等の推進

- ・ 新型コロナ後の社会における柔軟な勤務形態の一つとして、テレワーク定着に向けた取組を推進
- ・ フレックスタイム、勤務間インターバル等の導入について、職員の勤務環境改善と府民サービス提供体制の確保等の課題の両面から慎重に検討

オ 適正な勤務環境の確立

- ・ 労働安全衛生法等に則った適切な勤務環境を確立し、加えて、計画的な職場の設備整備等により、働きやすい勤務環境を実現
- ・ 管理監督者への研修等を行い、パワー・ハラスメントや、セクシュアル・ハラスメント等を起こさない職場運営に向けた取組と発生時の適切な対応をさらに積極的に推進

参考

○ 府職員の平均年間給与額（令和4年 行政職 平均年齢41.4歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,028千円	6,084千円	56千円

○ 給与算定事例（令和4年 行政職給料表適用職員）

職務段階	年齢 (級)	扶養 親族	年間給与		
			勧告前	勧告後	差
係 員	25歳 (1級)	なし	千円 3,607	千円 3,687	千円 80
	30歳 (2級)	配偶者	4,404	4,475	71
副主査	35歳 (3級)	配偶者 子1人	5,360	5,409	49
主 査	40歳 (4級)	配偶者 子2人	6,631	6,672	41
課長補佐	45歳 (4級)	配偶者 子2人	7,211	7,256	45
課長級	55歳 (6級)	配偶者 子2人	8,847	8,898	51
副部長級	57歳 (8級)	配偶者 子1人	10,793	10,864	71
部長級	58歳 (9級)	なし	11,592	11,669	77

(注)・一類(大卒相当)採用者を例に、給料(管理職員1.5~2%カット)、扶養手当、地域手当(京都市内)、管理職手当を基礎に算出
 ・年齢は年度末年齢

○ 過去の人事委員会勧告の状況

	月 例 給		期末・勤勉手当		備 考
	公民較差	改 定	支給月数	対前年増減	
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	↑ <年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	↑ 全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	↑ 全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	↑ 管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	↑ 全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	↑ 管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（2年度～）
令和2年	▲0.01%	—	4.45月	▲0.05月	○獣医師に対する初任給調整手当の創設（3年度～）
令和3年	▲0.01%	—	4.30月	▲0.15月	高齢層職員（55歳超）の昇給制度改正
令和4年	0.30%	給料表引上げ	4.40月	0.10月	↓